

届出期間

## 令和7年4月1日~6月30日

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法\*1における 化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度\*2)に基づき 対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています



- \*1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- \*2 Pollutant Release and Transfer Register



## では出がっている。

PRTR 電子届出

検索

PRTR制度および届出方法についての お問い合わせ先

## 経済産業省

Tel.03-3501-1511 (代表)

化学物質排出把握管理促進法



## 環境省

Tel.03-3581-3351(代表)

PRTRインフォメーション広場



各都道府県等 PRTR担当窓口

